

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 第1節 計画策定の経緯

山野貝塚は、袖ヶ浦市飯富に所在する、縄文時代後期～晩期（今から約4,500～2,500年前）にかけて営まれた貝塚を伴う集落跡です。

縄文時代を特徴づける貝塚は、全国に約2,400箇所あると言われており、千葉県にはその3割近くにあたる約700箇所と、全国で最も多くの貝塚が所在しています。特に、房総半島の西岸、東京湾東岸に密に分布し、山野貝塚が営まれた縄文時代後期には、現在の野田市から木更津市にかけて連続と貝塚が分布しています。

山野貝塚は、このような貝塚密集地帯において、現存する大型貝塚の中では最も南側に位置していることになり、さらに東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的環境を反映する貝塚として、東京湾東岸の貝塚群を考えていくうえで重要な遺跡です。さらに、縄文時代以降、大きな土地の改変を受けていないことから、縄文時代の景色を色濃く残す遺跡としても評価されています。

このような重要性から、2017（平成29）年10月13日に国史跡に指定されました。2018（平成30）年度には、山野貝塚の価値を保存し、後世に確実に継承するとともに、その価値を広く伝え活用していくために、有識者や地元住民による「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会」を設置し、国史跡山野貝塚の基本方針を定める「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画」（以下、保存活用計画とする）を策定しました。

現在、保存活用計画に基づき山野貝塚の保存活用に係る取組を進めておりますが、史跡指定から6年を迎え、史跡の公有地化も進展し、ある程度一体化した用地として取り扱うことが可能となったことから、今後の整備の基本方針を定める、整備基本計画を策定することとなりました。

### 第2節 計画の目的

史跡の整備は、史跡の保存を目的とするものと活用を目的とするものがあり、両者が調和的になるようにするための技術的な方法とされています（文化庁文化財部記念物課2015）。

山野貝塚は、現在保護すべき範囲の約72%が史跡指定されており、さらに史跡指定された範囲の約86%が公有地となっています（保護すべき範囲の約62%）。

未指定範囲のうち、保護すべき範囲の北東側緩斜面部分は、盛土遺構や貝層など、史跡の本質的価値を構成する要素を含んでいます。

このため、現状で保護すべき範囲全体の整備を行うことはできません。

しかしながら、未指定地の指定及び公有地化までは今後時間を要する可能性が高く、また、史跡指定から6年を迎え、ある程度一体化した面積を公有地化できたことから、公有地化した部分については、確実に保存を行ったうえで、公開活用することが求められます。

その中で、史跡の一部が適切に保存できていないこと、史跡現地において史跡の内容を把握できないこと、除草作業をはじめとする維持管理に大変な労力がかかることなど史跡の保存と活用、維持管理に課題があることから、これらの課題を解決するために整備を実施します。

また、保存活用計画において、史跡のみならず、史跡周辺の文化財や施設と一体化した活用

を図る必要があるとしています。本市の土地利用方針等を定めた「袖ヶ浦市都市計画マスタープラン」においても、根形地域の地域づくり方針として、山野貝塚は「緑・レクリエーション拠点」に位置付けられ、「袖ヶ浦公園や農畜産物直売所『ゆりの里』など広域から人が集まる施設や山野貝塚など地域資源については、公共交通による移動環境の改善などにより回遊性を高める」とされています（袖ヶ浦市 2020c）。

そのため、保護すべき範囲全体の最終的な整備をイメージしながら、現在史跡指定及び公有地化した範囲の史跡整備及び周辺文化財や施設等との連携を進めていくための計画を策定します。

### 第3節 委員会の設置

本計画の策定においては、「史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱」により、史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会（以下、策定委員会とする）を設置しました。

策定委員会は、学識経験者・本市文化財審議会委員・地元住民代表からなり、文化庁文化資源活用課ならびに千葉県教育庁教育振興部文化財課の指導、助言を受けました。また、生涯学習課が事務局を担当しました。

#### 1 委員等の構成（敬称略）

	氏名	所属等	分野
委員 (委員長)	赤坂 信	千葉大学名誉教授	造園学
委員	阿部 昭典	千葉大学大学院人文科学研究 院教授	考古学
委員	阿部 貴弘	日本大学理工学部教授	まちづくり
委員	加藤 文男	株式会社南房総	観光
委員	唐木 義昭	袖ヶ浦市郷土博物館協議会	博物館
委員	笹生 衛	國學院大學神道文化学部教 授	考古学
委員	千田 和也	橘区長	地元
委員	中山 源二	飯富区長	地元
委員	百原 新	千葉大学大学院園芸学研究 院園芸環境科学講座教授	植物学
委員 (副委員長)	山田 常雄	袖ヶ浦市文化財審議会会長	考古学

#### 2 指導・助言機関（敬称略）

	氏名	所属
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課 文化財調査官
オブザーバー	松浦 誠	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事
オブザーバー	速水 成美 (令和4年度)	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事
オブザーバー	岡山 亮子	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事

### 3 事務局

教育長		御園 朋夫	教育部長	小阪潤一郎（令和4年度） 生方 和義（令和5年度）
生涯学習課	課長	高浦 正充（令和4年度） 島田 宏之（令和5年度）	主幹	能城 秀喜
	班長	田中 大介	副主査	石井 祐樹
	学芸員	鎌田 望里	学芸員	助川 諒
郷土博物館	館長	西原 崇浩		

### 4 史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会開催概要

	日時	開催場所	内容
第1回	2022（令和4）年 8月1日（月） 午後1時30分～	袖ヶ浦市 郷土博物館研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱 ・委員長・副委員長選出</li> <li>・史跡山野貝塚整備基本計画の内容について</li> <li>・史跡山野貝塚整備基本計画策定委員会日程（案）について</li> <li>・現地視察</li> </ul>
第2回	2022（令和4）年 9月30日（金） 午後1時30分～	袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡山野貝塚整備基本計画の内容について</li> </ul>
第3回	2022（令和4）年 12月5日（月） 午後1時30分～	袖ヶ浦市役所 北庁舎2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡山野貝塚整備基本計画（案）について</li> <li>・今後のスケジュール（案）について</li> </ul>
第4回	2023（令和5）年 1月30日（月） 午後1時30分～	袖ヶ浦市 郷土博物館研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・第5章 短期的整備計画について</li> </ul>
第5回	2023（令和5）年 2月27日（月） 午前9時30分～	袖ヶ浦市 郷土博物館研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡周辺の踏査</li> <li>・前回の振り返り</li> <li>・第5章 短期的整備計画について</li> </ul>
第6回	2023（令和5）年 4月24日（月） 午後1時30分～	袖ヶ浦市役所 北庁舎2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・史跡山野貝塚整備基本計画（案）について</li> </ul>
第7回	2023（令和5）年 8月4日（金） 午前10時30分～	袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回からの変更点</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・追加指定について</li> <li>・活用事業実施結果について</li> </ul>

#### 第4節 他計画との関係

袖ヶ浦市では、本市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のための方針を示し、本市のまちづくりにおける最上位計画として『袖ヶ浦市総合計画』を策定しています。

現在、2020（令和2）年度から12年間を計画期間とし、市が目指す将来の姿「みんなで作る 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現を目指したまちづくりを進めています。市が目指す将来の姿を実現するための教育分野の取組を「子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり【子育て・教育・文化】」として、子育て支援や学校教育、

生涯学習等にかかる施策や施策の方向性を示しており、文化芸術・文化財の施策の方向性は、「文化・芸術活動の推進」、「郷土の歴史と文化の保存・活用」としてしています。さらに、これらの施策を実現するための実施計画において、山野貝塚に関わる事業は、「山野貝塚保存活用事業」として位置づけられています。

一方、袖ヶ浦市教育委員会では、総合計画の分野別計画に位置付けられる「第三期教育ビジョン」を2021（令和3）年3月に策定しました。本教育ビジョンは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」の規定に基づく当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」としても位置付けられ、2030（令和12）年度までの本市の教育の目指すべき姿を示したもので、「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」を基本目標とし、教育の振興を図っています。基本目標を実現するために、子ども、生涯学習、スポーツ、文化財・文化芸術の4つの目標を掲げており、それぞれ施策の方向性を示しています。文化財・文化芸術分野においては「郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進」、「地域に根差した文化芸術活動の推進」という方向性を示しており、国史跡山野貝塚の保存・研究・活用を推進することとしています。

将来の都市づくりを進めるうえでの指針となる袖ヶ浦市都市計画マスタープランでは、山野貝塚は緑・レクリエーション拠点に位置付けられています。また、山野貝塚が所在する根形地域の地域づくりの基本的な考え方の1つとして、「袖ヶ浦公園や農畜産物直売所『ゆりの里』、健康づくり支援センター『ガウランド』、山野貝塚など広域から人が集まる施設や地域資源の魅力の向上を図るとともに緑・レクリエーション拠点間の回遊性の向上を図ることで交流人口の増加を目指します」とされています（袖ヶ浦市2020c、図1）。

景観まちづくり基本計画では、基本理念を「光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦」とし、袖ヶ浦の貴重な景観を子どもたちに受け継ぐまちづくりを進めることとし、基本方針では「歴史・自然により形成された景観の保全」、「景観まちづくりの学習」などが挙げられ、歴史を守り、次世代へ伝えていくこととしています。なお、山野貝塚所在地は畑地・集落エリアとして区分され、山野貝塚は歴史・文化的景観拠点として位置づけられています。

袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画は、山野貝塚が有する本質的価値（史跡に指定された理由）を明らかにした上で、その本質的価値を保存し、活用するための袖ヶ浦市の基本方針を定めたものです。山野貝塚の本質的価値を踏まえて、それらを保存・活用するための大綱を「陸と海、そして、過去・現在・未来をつなぐ山野貝塚」とし、さらに、計画を実行するにあたり「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の4項目について、「基本方針」、「方向性」、「実施計画」を明記しました。保存活用計画の実施期間は、2020（令和2）年度～2031（令和13）年度までの12年間とし、各6年間の前期計画と後期計画に区分して実施します。

また、千葉県文化財保存活用大綱は、千葉県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等はもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために、令和2年度に策定されました。千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像として「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む」を掲げ、普及啓発活動、文化財の調査・把握・指定及び保存・修理、観光振興への推進等を主な取組としています。その他、県の歴史と文化や自然を考える上で欠くことができない文化財や県を特徴づける名勝地及び景観に関する保存活用を、県と市町村が優先的に取り組むテーマとしています。

史跡山野貝塚整備基本計画は、各種関連計画との整合を図って策定した、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画のうち、整備の具体的な方針等について策定するものです（図2）。

○根形地域の地域づくり方針図

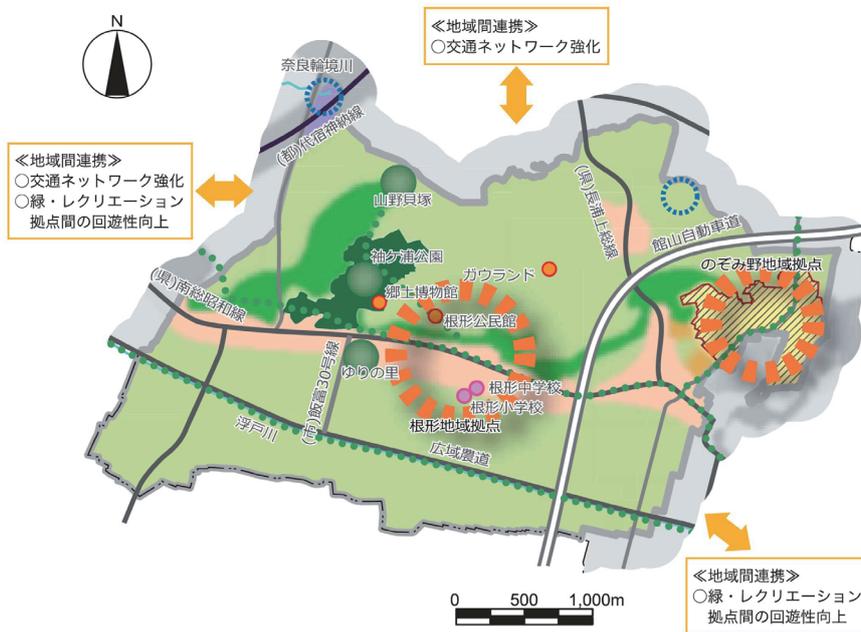


図 根形地域の地域づくり方針図

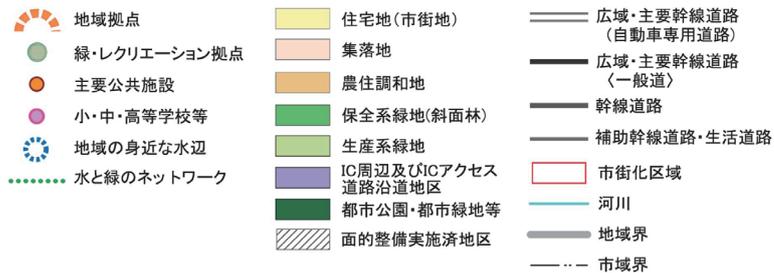


図1 根形地域の地域づくり方針図（出典『袖ヶ浦市都市計画マスタープラン』）

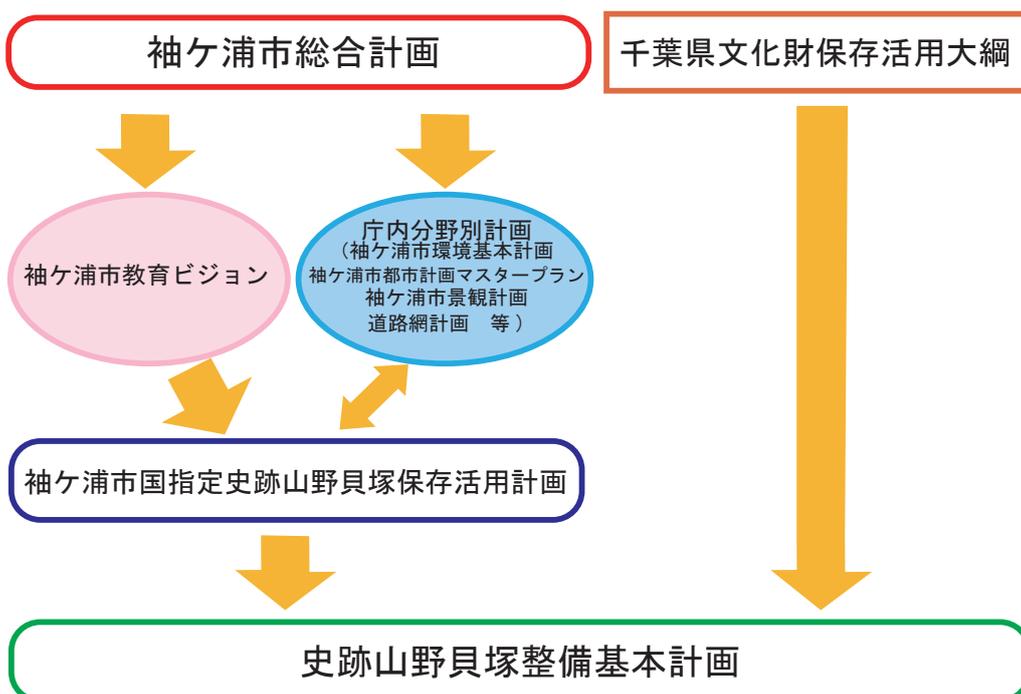


図2 計画関係図

## 第5節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、山野貝塚の公有地化範囲を中心に史跡指定された範囲を対象とします。また、第2節でも述べたように、山野貝塚周辺に所在する文化財や施設との一体化した活用をするため、概ね山野貝塚から半径2kmの範囲に所在する主要な文化財や施設を含めた範囲も併せて整備対象とします（図3）。

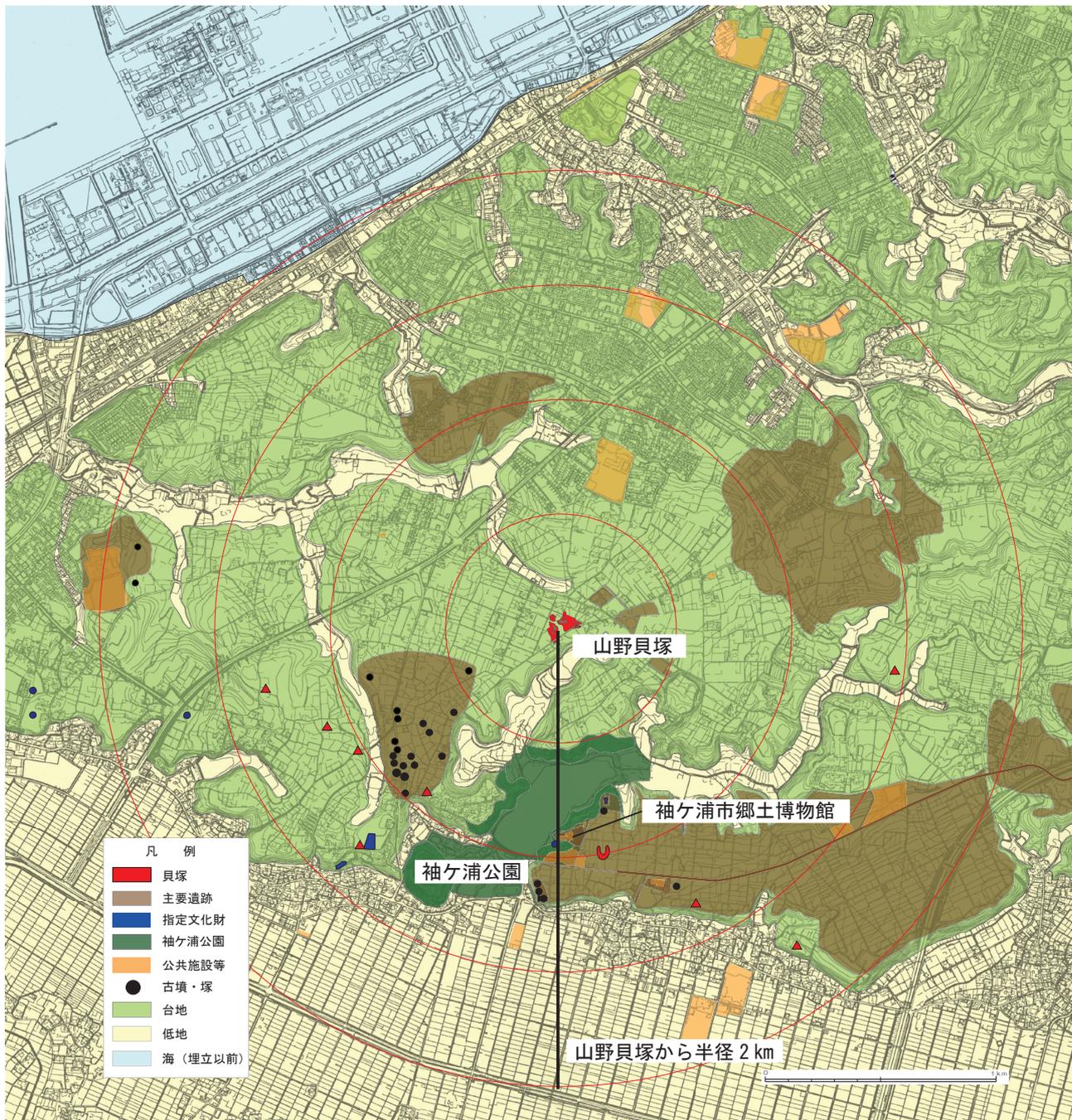


図3 計画対象範囲図

## 第6節 計画の期間

本計画の計画期間は、保存活用計画で示した2020（令和2）年度から2031（令和13）年度までの計画期間の内、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

この8年間で、現在公有地化完了部分及び公有地化が見込まれる部分について整備を行います。

このうち、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間で計画前半とし、不要な人工物の撤去や樹木の伐採、エントランスゾーンの整備等早急に対応できる整備の実施や発掘調査等により整備に必要な情報を蓄積する期間とします。一方、2027（令和9）年度から2030（令和12）年度までの4年間で計画後半とし、計画前半で得た情報をもとに整備を実施する期間とします。

なお、未指定部分の指定及び公有地化が見込まれる2031（令和13）年度以降については、新たに計画を策定し、史跡の全面的な整備を実施していくものとします。

表1 史跡山野貝塚整備基本計画期間

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
史跡山野貝塚整備基本計画	計画前半				計画後半			
袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画	前期計画 (2020(令和2)年度から)			後期計画 (2031(令和13)年度まで)				
袖ヶ浦市総合計画	前期基本計画 (2020(令和2)年度から)			後期基本計画 (2031(令和13)年度まで)				